

6-(1)	火力発電所をリプレイスする場合の環境影響評価手続簡素化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法第2条に基づく同法施行令第1条の別表第一 ・環境影響評価法に基づく基本的事項(環境庁告示第87号)の <ul style="list-style-type: none"> 第二 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項の 四 環境影響評価の項目の選定に関する事項(2)
要望の具体的内容	<p>環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレイス工事について、リプレイス工事着工までの期間を短縮し、環境負荷低減を早期に実現する観点から、環境影響評価手続(アセス手続)の対象外とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>環境影響評価法第1条では、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め」とし、環境影響評価の対象となる具体的な事業の要件を第2条で定めている。しかし、環境影響の程度がむしろ低減される火力発電所のリプレイスについて考慮しておらず、環境影響評価法第2条がそのまま適用されることになっている。</p> <p>そのみならず、環境影響評価法に基づく基本的事項では、「対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、これらの撤去又は廃棄に係る影響」評価が必要とされており、単独の撤去工事であれば評価不要な内容についても、火力発電所をリプレイスする場合には評価する必要があり、リプレイス工事の着工が遅れる原因の1つとなっている。</p> <p>火力発電所をリプレイスする場合で、環境負荷が減少する設備に更新する場合については、アセス手続きの全部又は一部を省略することにより期間短縮を図り、環境負荷が減少する設備の早期導入を促進し、環境負荷低減の早期実現を図るべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省 総合環境政策局 環境影響評価課

6-(2)	環境影響評価手続の合理化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	環境影響評価法第1条、第2条 同法施行令1条 別表第一 5号
要望の 具体的内容	<p>ボイラー設備更新の際に、より効率化が望めるなど、環境負荷の軽減が見込める場合には、環境影響評価の手続きを一部省略可能とするなど合理化すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>現行制度では、設備の更新の際に、環境影響評価を求められる。環境影響評価は、3年程度の期間(申請に関する県やコンサルタント会社との検討)と1億円程度の負担(コンサルタント費用)が必要となる。ボイラー設備の更新に関しては設計段階で環境負荷が低減されることが明らかであり、悪化することは考えられない。この場合、コンサルタント会社による詳細な環境影響評価調査を省略できれば事業者の負担を軽減することが可能になる。</p> <p>環境影響評価制度の趣旨である環境保全を効率的に行うため、環境負荷低減が見込まれる設備更新に関しては環境アセスメント制度の手続きを簡素化して、なるべく事業者の負担の小さな形で運用することが、効率的な環境保全につながる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省

6-(3)	ガスタービン発電機のための海外規格品消火設備の適用
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	消防法施行規則19条5項
要望の具体的内容	<p>ガスタービン発電設備のための消火設備に海外規格に適合するものも用いることができるようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>消火設備に用いる各機器は、消防法が適合するものでなければならないものとされている。現在は海外規格に適合するようなものであっても消火設備として届出が不可能となっており、設置が行えない(例えば、消防法施行規則19条5項には、日本工業規格に適合する機器が指定されている)。そのため、緊急に必要な発電設備の設置にあっても、設置が不可能となり、時間を要することになってしまう。</p> <p>緊急に必要な発電設備を確保する場合は、海外を仕向け地とした発電設備を国内向けとして変更することがあり、そのような時に、上記のような問題が発生する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省

6-(4)	地熱発電用地熱井の許認可の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	温泉法第14条の2
要望の具体的内容	<p>地熱井を掘削する場合は、温泉審議会の掘削許可を必要とする。温泉井は一般に垂直井で、地権者と掘削者が同一の場合が多い。一方、地熱井は深度が深い傾斜井であることが多く、井戸が通過する坑跡直上の多数の地表地権者の同意を要し、多大な時間と手間がかかる上、温泉既得権者からの反対により地熱発電開発が阻害されることがある。地熱井は掘削深度、熱水採取領域が温泉井とは異なることから、掘削許可の判断については、地熱専門家からなる地熱審議会(仮称)で、許認可を判断する制度とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>地熱井の掘削は、温泉法の下で、都道府県へ申請し、温泉審議会にて審議され、許可を受けて工事が行われている。温泉審議会には、温泉の専門家はいるが、地熱資源の専門家は極く限られている。我が国に存在する未利用の地熱資源を開発し、有効に活用するためには、地熱井については温泉法から切り離し、地熱資源の特徴を踏まえた、新たな地熱法等を制定することが望まれる。そのうえで、掘削許可の判断については、地熱専門家からなる地熱審議会(仮称)で審議し、許認可を判断する制度とすることが望まれる。</p> <p>最近、非火山性の深層熱水を対象とした大深度温泉井が掘削されるようになってきたが、地熱井と温泉井は対象となる深度、温度、圧力、透水性などが大きく異なり、掘削に利用する掘削装置や技術も全く異なっている。環境省の2009年3月の「温泉資源の保護ガイドライン」は、従来の温泉井や都市部などで掘削されている大深度温泉井を対象として作成されたが、このガイドラインの基準を、そのまま地熱井の掘削許認可の基準として適用すると、火山地帯での熱水の成り立ちや、地熱資源の特徴を十分に反映したものではないため、地熱資源の利用を必要以上に阻害することが懸念される。</p> <p>今年度(平成23年度)、環境省は、「規制・制度改革に係る方針」(平成22年6月18日閣議決定)に基づき、「地熱発電事業に係る温泉・地下水影響検討会」を組織し、「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の作成を検討している。その内容が、地熱井掘削申請時に、温泉井に比して多数かつ多様な資料提出を求めるなど、時代に逆行し、地熱井掘削の規制強化とならないことを期待する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省

6-(5)	自然公園特別地域・特別保護区に賦存する地熱資源に係る開発規制の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	自然公園法 第20条(特別地域)、第21条(特別保護区)、 自然公園法施行規則 第9条の2(特別地域の区分) 国立公園および国定公園内における地熱発電の開発に関する了解事項(昭和47年3月14日環自企第232号、47公局第240号)
要望の具体的内容	<p>①規制域深部(特別保護地区、第一種特別地域地下)の地熱資源を狙いとした規制区域外からの傾斜掘削の許容 (平成22年6月の「規制・制度改革に係る対処方針について」閣議決定後、公園外の掘削基地から公園内への傾斜掘削については、個別の地熱井掘削申請で認可されたものもあるが、制度として明文化されていない)</p> <p>②規制域(第二種、第三種特別地域)における地熱開発規制の普通地域レベルへの緩和</p>
規制の現状と要望理由	<p>我が国において温度150℃以上の地熱資源は発電量にして2,000万kW相当以上あると推定されているが、その約80%以上が国立公園の特別地域・特別保護地区内に賦存し、その開発に当たっては、工作物の設置、樹木の伐採、土地の形状の変更等による風致景観への影響懸念から、自然公園法の規制を受けており、現状ではこれら地域での地熱発電の開発は事実上不可能な状態となっている。</p> <p>一方、昭和47年通達(根拠法令欄参照)における6地点で長期に渡り操業を続けているが、自然公園法上の問題は発生していない。</p> <p>また、技術革新により自然公園法規制地外に設けた掘削基地から規制地地表の景観に影響を与えることなく当該地下に賦存する地熱資源を採取する傾斜コントロール掘削技術も確立されている。</p> <p>よって、上記①、②の規制緩和により、有望な地熱開発対象地域が大幅に増加し、国内の地熱発電量を増やすことが可能になる。</p> <p>平成23年度、環境省は、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)に基づき、「地熱発電事業に係る自然環境影響検討会」を設置し、地熱発電事業に伴う自然環境への影響や自然公園の風致景観上の支障の課題等について検討を開始した。この検討会の結果が、自然公園特別地域・特別保護地区に賦存する地熱資源に係る開発規制の緩和につながり、国内の地熱資源の利用に結びつくことを期待する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省

6-(6)	液化石油ガス事業者の緊急時連絡方法の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(別紙3(3)②)
要望の具体的内容	<p>需要家からの緊急時連絡方法として受け側に、携帯電話も使用できるようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>現状は、液化石油ガスの需要家に緊急事態が発生した場合の緊急時連絡の受け先には、固定電話しか認められていない。自動転送は可能だが、転送先も固定電話しか認められていない。機動的な緊急時対応を行うためには常時タイムリーに緊急通報を受信できるようにすることが必要で、携帯電話での受信も可能になるような仕組みが有効と考える。</p>
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁 資源・燃料部 液化石油ガス保安課

6-(7)	農用地区域内において行う開発行為の許可不要事業の拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条
要望の具体的内容	<p>農用地区域内において行う開発行為の許可について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条の許可が不要になる対象として、新エネルギー発電事業も含めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項ただし書は、農用地区域内において行う開発行為のうち許可が不要となるものについて定めており、同法施行規則第37条は、同ただし書の適用対象として電気事業法に規定する一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物（発電の用に供する電気工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為を挙げている。</p> <p>施行規則第37条には、新エネルギー発電事業の用に供する電気工作物の設置又は管理に係る行為が含まれていない。本要望が認められれば、農業振興地域でも新エネルギーの活用が可能になる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

6-(8)	耕作できない農地を有効活用するための規制緩和(第1種農地の転用)
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	農地法第4条2項、第5条22項 農地法施行令第10条及び第11条、第18条及び第19条 農地法施行規則第35条または第37条
要望の 具体的内容	塩害や放射能汚染により耕作できない農地は、太陽光発電の設置などが行えるようにすべきである。具体的には、農地法施行規則第35条または第37条の転用をしてもよい「相当の理由に該当する事業」に追加列挙するか、許可手続きが迅速におこなわれよう規制緩和を行うべきである。
規制の現状と 要望理由	<p>農地法第4条第2項は、同項第1号口に定める農地(第1種農地: 10ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地)の転用は、「相当の理由」がある場合を除き許可できないとしている。同法施行令第10条では、この「相当の理由」として「特別の立地条件を必要とする事業」や「公益性が高いと認められる事業」などを掲げ、「特別の立地条件を必要とする事業」として同法施行規則第35条で、転用許可に係る事業のために「欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設」等を、「公益性が高いと認められる事業」として、同法施行規則第37条で、「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業(土地収用法の対象には、電気事業法に規定する一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物が含まれる。)等を定めている。</p> <p>農地転用のための権利移動の許可についても、同法第5条第2項、同法施行令第18条及び第19条に同様の規定あり。</p> <p>太陽光発電設備は電力供給に供するため、公益性が高いと判断可能である。塩害や放射能汚染により耕作できない農地を他の目的に転用出来れば、土地の有効活用が可能になる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	農林水産省

6-(9)	都市公園における占用許可
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	都市公園法第6条1項、第7条1号
要望の具体的内容	<p>都市公園の占用の許可について、統一的な運営を図る観点から、都市公園管理者たる関係地方公共団体に対し、許可の標準的な考え方について、国から通知するよう要望する。</p> <p>その際、ガス整圧機(ガバナ)については、都市公園法第7条1項の「電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの」または「水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの」に含まれることを明確化してほしい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>都市公園の占用は、都市公園法第6条1項に基づき、個々の管理者(地方自治体)との協議によって許可がなされることとなっており、地方自治体によって、取扱が異なる。</p> <p>特に、ガス整圧機(ガバナ)については、都市公園法第7条1項の例示列举に明示的には含まれていないことから、占用の許可がなされないことがある。</p> <p><参考> 都市公園法第7条1項 公園管理者は、(中略)工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課

6-(10)	河川縦断時の埋設許可要件の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	河川法第26条 工作物設置許可基準第4、6号 (平成6年9月22日建設省河治発第72号治水課長通達 最終改正 平成14年7月12国河治発第71号) 河川敷地占用許可準則第82項 五号
要望の具体的内容	<p>工作物設置許可基準第4、6号、河川敷地占用許可準則第82項により河川区域での管路類は縦断的に設置しないことを基本とすると定められているが、河川近傍のガス管敷設に伴い縦断埋設する必要が生じた際の基準を明確化すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>一般にガス管敷設のためには、河川法上24条における占用の許可、および、同26条に基づく工作物設置の許可が必要となる。専用の許可にかかる河川敷地占用許可準則第8第2項第5号では、「工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出等により河川を損傷させないものであること。」とされており、また、工作物設置の許可にかかる工作物設置許可基準第4第6号では、河川の工作物の設置等の一般的基準として、「河川の縦断方向に上空または地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障のないものを除き設けないものとする」と定められており、いずれも、縦断方向の工作物を設けてはならないことを基本としている。</p> <p>他方、河川敷地占用許可準則における原則以外のもの、工作物設置許可基準における設置がやむを得ないもので治水上支障のないものは明確にされていない。</p> <p>そこで、これらを明確にするよう求める。これらを明確化することにより、ガス供給網の円滑な敷設に資する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 河川局 水政課

6-(11)	ガスタービン取替えにおける工事計画の事前届出が必要な出力の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気事業法第48条、電気事業法施行規則第65条、同規則別表二「発電所 二 変更の工事 (二)発電設備の設置の工事以外の変更の工事 (二)発電設備の設置の工事以外の変更の工事であって、次の設備に係るもの 1 原動力設備 (2) 火力設備 二 ガスタービン 4」
要望の具体的内容	工事計画の事前届出が必要ないガスタービンの発電出力を5万kW以下まで引き上げることを要望する。
規制の現状と要望理由	<p>近年、技術開発の進展により、航空機エンジン技術を応用した5万kW程度までのガスタービンの発電市場への普及が進んでいる。航空機用エンジンは比較的軽量であり、メンテナンスを行う際には、取替え方式(ローテーション方式)が主流となっている。この方式を採用することで、設備の停止期間が短縮でき、電力供給支障へ与える影響が軽減される。</p> <p>しかし、電気事業法第48条により、1万kW以上のガスタービンの取替えは事前届出が必要で、届出受理から30日経過しないと工事を開始できない。従って、不具合により急な取替えの必要が生じた際に、30日間の供給支障が生じるため、ユーザーには大きな問題が生じる。</p> <p>近年、メーカーは製造する5万kW程度までのガスタービンは、1万kW未満のものと、構造・保護装置等の設計思想が同じであるため、安全性についても1万kW未満と同等程度が確保できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 原子力安全・保安院

6-(12)	圧縮天然ガス自動車の充電設備(CNGスタンド)の蓄ガス最上限の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	建築基準法施行令第116条、第130条の9
要望の具体的内容	<p>圧縮ガス自動車の充電設備(CNGスタンド)の蓄ガス量の上限は、建築基準法施行令で定められ、ガス種や貯蔵形態には関係なく一律である。そのため、商業地域や住居系地域では必要とされる量より蓄ガス量が十分ではなく、実用的な規模のCNGスタンド建設が困難となっている。そこで、蓄ガス最上限量を引き上げるべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>燃料供給インフラであるCNGスタンドでは、ニーズの高い都市部において蓄ガス量の制限により、実用的な能力を有するスタンド建設が困難となっている。</p> <p>CNGスタンドは従来のガソリンスタンドとは異なり、高圧ガス保安法により設置されるため、さらなる安全対策がなされている。例えば、受け入れ配管や蓄ガス器等への緊急遮断弁の設置、感震装置の設置、漏えい検知器の設置、ガスが滞留しない構造の確保等があり、設備の安全信頼性は高い。</p> <p>東日本大震災時にも、CNGスタンドは安全停止し、その後問題なく運転再開できている。さらに、燃料である圧縮天然ガスは、空気より軽く容易に拡散する。燃焼範囲も狭いため、他の可燃性ガスより安全である。また、新潟県中越沖地震の際、CNGスタンドを拠点として周辺的重要施設へガス供給を実施した経緯もあり、災害時等に有効活用が可能である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 住宅局 建築指導課

6-(13)	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条、92条 ・同法施行規則第17条、18条 ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2、21条の10 ・東京都環境確保条例等の各地方自治体の地球温暖化防止条例
要望の具体的内容	<p>東京都環境確保条例等の地方自治体で定める地球温暖化防止条例が求める温室効果ガス排出に関する報告書と、省エネ法及び温対法により求められている同内容の報告について、整合性を取れたものにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>現状、事業者の温室効果ガス排出に関する報告は、地方自治体で定める地球温暖化防止条例に基づくものと、省エネ法及び温対法に基づくものがあり、本質的には同じ内容の報告を様式を変えて各所に報告しなければならない状態にあり、事務が煩雑化し、対応のためのコストが増大している。</p> <p>平成23年度中の規制改革要望に対する措置として、「事業者負担の軽減に向けて、エネルギー使用の合理化に関する法律、自治体の条例に係る報告書様式等の整合性が図られるよう自治体に働きかけを行う」という結論も得られている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省、経済産業省、環境省